

カーボン・オフセットに用いられるクレジット
オフセット・クレジット (J-VER)

環境省

121930

オフセット・クレジット

(平成20年)

(1)カーボン・オフセットとは？

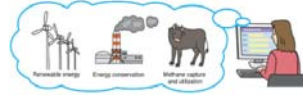
市民、企業等が、自らの温室効果ガスの排出量を認識する



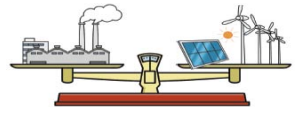
省エネ活動など主体的に温室効果ガスの削減努力を行う



削減が困難な部分について、他で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量(クレジット)の購入等を実施



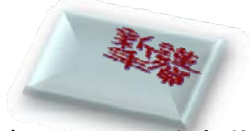
対象となる活動の排出量の全部又は一部を同量のクレジットで埋め合わせする



カーボン・オフセットの仕組みを利用した商品やサービスの例



カーボン・オフセット ガソリン
消費者の自動車使用に伴うCO2をオフセット



カーボン・オフセット年賀状
年賀状購入者の生活に伴って排出されるCO2の一部をオフセット



カーボン・オフセット旅行
ツアー代金にオフセット料金を上乗せして、航空機等の使用によるCO2をオフセット

(2)カーボン・オフセットの仕組み(CER(京都メカニズムクレジット)を活用した場合)



(3)カーボン・オフセットに用いられるクレジットについて

市民・企業等がカーボン・オフセットを行う際、他で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量(クレジット)として、現在のところ、主に京都メカニズムクレジット(途上国におけるプロジェクトの実施の結果、国連によって認証されたクレジット)が用いられています。

「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」(平成20年2月 環境省)においては、カーボン・オフセットに用いられるクレジットについては、確実な排出削減・吸収がある、同一の排出削減・吸収が複数回用いられていない等の一定の基準を満たしていることを確保する公的な認証制度が必要であるとしています。

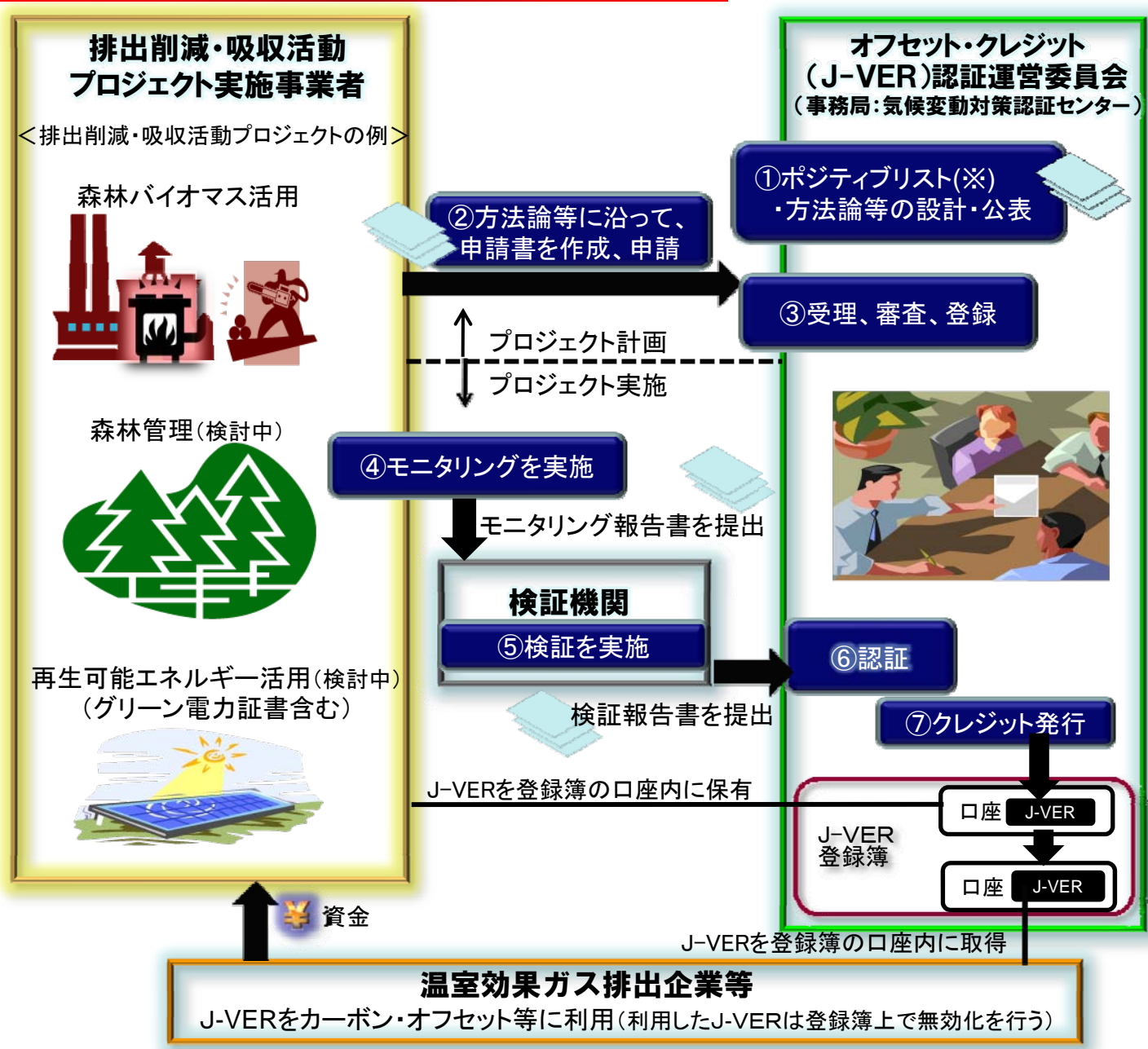
これを受け、環境省では、国内におけるプロジェクトにより実現された温室効果ガス排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度(オフセット・クレジット(J-VER)制度)を創設しました。これにより、国内の排出削減対策等への資金還流が起こり、それらの対策が一層促進されることが期待されます。

(J-VER) 制度とは？

11月14日創設)

VER・・・京都議定書等の法的拘束力をもった制度に基づいて発行されるクレジット以外の、温室効果ガスの排出削減・吸収プロジェクトから創出される検証を受けたクレジット

(4)環境省 オフセット・クレジット(J-VER)制度の概要



※ポジティブリスト

申請されたプロジェクトが登録されるかどうかは、「追加性」の有無で判断されます。「追加性」とは、その制度があって初めて実現することを指します。本制度では、オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会が対象プロジェクト種類を特定した「ポジティブリスト」を作成し、プロジェクト種類ごとに追加性立証のための「適格性基準」を明示します。プロジェクトを実施する方は、これら所定の条件を満たすプロジェクトであることを証明することにより、追加性を立証したとみなされます。

オフセット・クレジット(J-VER) 制度 申請受付第1号プロジェクト 「高知県木質資源エネルギー活用プロジェクト」

セメント工場のボイラー燃料について、化石燃料から未利用林地残材に代替することで実現される温室効果ガスの排出削減量をクレジットとして認証を受けるもの

- 申請受付日:平成20年12月3日(水)
- 事業年度:2008年4月1日～2013年3月31日
- 想定排出削減量:1,956t-CO2(2008年度)、2,934t-CO2(2009年度)、以降未定



オフセット・クレジット(J-VER) 制度 FAQ

Q1:どのようなプロジェクトが本制度の対象になるのか？

A:本制度では、環境省が採算性や実施状況等の現状調査に基づいて本制度にて積極的に促進支援すべきプロジェクト種類を特定し、「ポジティブリスト」として登録いたします。ポジティブリストに追加するプロジェクト種類については、「オフセット・クレジット(J-VER)創出モデル事業」を通じてアイデアを募集するほか、気候変動対策認証センター(下記参照)において、随時御意見を受け付けております。

Q2:既に開始されたプロジェクトも対象になるか？

A:本制度では、2008年4月1日以降に開始したプロジェクトを対象としていますが、それ以前に開始されたプロジェクトであっても、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることが認められる場合は、本制度の対象になります。クレジットの発行対象期間はいずれの場合でも、最長2008年4月1日～2013年3月31日となります。

Q3:制度を利用するのに費用はかかるのか？

A:プロジェクトの申請・登録、J-VERの発行、登録簿の開設に際して一定の手数料がかかります。また、検証機関の検証を受ける際に、検証機関に検証費用を支払うこととなります。本制度の利便性の確保のため、手数料等の負担については、できる限り軽減してまいりたいと考えております。

Q4:J-VERを排出量取引の国内統合市場の試行的実施(以下、「試行」)において活用できるのか？

A:J-VERを試行における目標達成のために活用することは想定しておりません。なお、地球温暖化対策推進法の算定・報告・公表制度など他制度との調整については引き続き検討してまいります。

オフセット・クレジット(J-VER) 制度について

- ・環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室
(URL) http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html (TEL) 03-5521-8354
- ・気候変動対策認証センター(事務局:社団法人海外環境協力センター)
(URL) <http://www.4cj.org> (TEL) 03-5425-3744